

BE KOBE

**令和3年度
国家予算に対する提案・要望**

【報告】

令和3年度国家予算に対する提案・要望について（市長室関係分）



神戸市

1-3. 多文化共生の推進

»法務省、文部科学省

重点項目

【提案・要望の背景】

- 本市では、近年、ベトナム人を中心にアジアからの転入者が急増しており、平成31年4月からの新たな在留資格制度の創設に伴い、さらなる増加が見込まれているが、それに伴い、ごみ出し等の生活文化の相違により新たな課題が生じている。
- このような状況の中、外国人市民が地域社会と共生していくためには、一定の日本語能力の習得や生活する上での文化・習慣への理解の促進、また、制度面も踏まえた受入環境の整備についても充実させる必要があり、国と自治体が連携し、早急に対策をする必要がある。

1) 外国人市民に対する日本語教育の充実

- 一定の日本語能力を習得できる仕組みの構築及び地域における日本語教育の取組みに対する財政支援の拡充

- 令和元年6月に日本語教育推進法が施行。地方公共団体は日本語教育の推進に関する施策の基本的な方針の策定及び施策の実施に努めると規定。
- 令和元年度より文化庁が「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を設け令和2年度も継続しているが、補助率が1/2であり、かつ、継続的に支援を受けられるのが不透明であるため、強力な継続的事業を打ち出すことが難しい。
- 同補助制度の実績報告の期日が3月初旬となっており、年間を通した間接補助制度の実施が難しく、また対象事業のうち3月実施分を除外せざるを得ない。
 - ・年間を通して事業実施が可能となるような補助制度への拡充
 - ・補助率 10/10 への引上げ及び継続的な補助制度への拡充

2) 外国人の受入環境整備の促進

- 安定的かつ地域の実情に応じたワンストップ型の相談窓口の運営にかかる財政支援の拡充

●令和元年度より出入国在留管理庁が「外国人受入環境整備交付金」事業を実施しているが、運営事業にかかる補助率が1/2となっている。令和2年度も継続しているが、今後の事業の継続性については不透明な状況であり、強力な継続的事業を打ち出すことが難しい。

- ・補助率10/10への引上げ及び継続的な補助制度への拡充

- 生活する上での文化・習慣や国民健康保険制度など全国共通制度の理解促進に向けた支援

●ごみ出しや駐輪マナーといった日本での生活文化・習慣や、国民健康保険や年金、税といった国による全国共通の制度について、政府による多言語での情報提供が不十分であり、市独自で多言語による動画コンテンツやチラシ等を作成して周知・啓発にあたっており、業務上・財政上の負担が生じている。

- ・日本での生活文化・習慣や全国共通制度に関して、多言語でわかりやすく説明する動画等のコンテンツ作成などの周知・啓発事業に要する経費に対する財政支援

**令和3年度
国家予算に対する提案・要望**

【報告】

令和3年度国家予算に対する提案・要望について（行財政局関係分）



神戸市

I. 地方自治体の取組みに対する財政支援の充実

»内閣府、総務省、厚生労働省

【提案・要望の背景】

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本市においても、早期収束と医療崩壊を起こさないための感染拡大防止策及び風評被害への対策や、外出自粛・臨時休校等で困っている市民の生活、経済活動の急速な縮小により疲弊している市内事業者への支援に全力で取り組んできた。
- 今後も引き続き、市民の命と健康を守り、安心を与え、市民生活及び経済への影響を最小限に抑えていかなければならない。阪神・淡路大震災から25年、本市が迎える最大の危機を乗り越えていくため、国や兵庫県、医療機関、関係機関等と緊密に連携を図るとともに、状況の変化に応じて、迅速かつ効果的な対策に全力で取り組んでいく。
- そのためには、令和3年度予算に限らず、令和2年度補正予算等を含め、国からのさらなる財政支援が不可欠である。

1) 地域の実情に応じて取り組む独自の施策に必要な財政措置の実施

○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額

- 新型コロナウイルス感染症の対応として、独自の施策を迅速に実施するために新たな地方負担が生じている。国の令和2年度二次補正において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が大幅に増額されたものの、施策を十分に実施するためには財政調整基金を取り崩さざるを得ない状況となっている。
- 今後も「新しい生活様式」への移行に向けた取組みなど、様々な財政需要が引き続き想定されることから、さらなる財政支援が必要である。
 - ・地方創生臨時交付金のさらなる増額
 - ・大都市特有・地域固有の実情に応じて必要な額を確保できるような算定への配慮

2) 地方の計画的な財政運営の推進

○ 地方自治体の大幅な減収に対する確実な財政措置

- 今後も、新型コロナウイルス感染症対策に必要な財政需要が増加する一方で、地方税等は景気低迷の影響を受け、大幅な減収が見込まれるなど、厳しい財政運営が見込まれる。
- 地方税等の大幅な減収下においても、今後の感染状況に応じて必要となる新たな対策のみならず、標準的な行政サービスを安定的に展開していくことが重要であることから、これらの施策の実施に必要な地方交付税等の一般財源総額を確保するなど、確実な財政措置が必要である。

VII-1. 国土強靱化による安全・安心の確保

»総務省、財務省、文部科学省、国土交通省

【提案・要望の背景】

- 近年激甚化している災害により全国で大きな被害が頻発している状況から、防災・減災、国土強靱化は、喫緊の課題となっている。
- 国が示した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に本市として積極的に取り組んでおり、令和2年度の完了を目指している。
- また、阪神・淡路大震災の経験を礎に、今後発生が予想される南海トラフ地震や局地的豪雨による土砂災害等の減災対策に取り組み、安全な都市基盤の構築を目指している。
- 市民の生命・財産を守るためには、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」完了後も引き続き、防災・減災、国土強靱化に向けた事業に積極的に取り組み、国・地方がより一層、相互に密接な連携を図り、災害に強いまちづくりを推進していく必要がある。

1) 防災・減災、国土強靱化の推進

○ 緊急防災・減災事業債等の恒久化

- 緊急防災・減災事業債は、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業が対象とされている。制度創設当初は平成 28 年度までの時限措置とされていたが、東日本大震災にかかる復興・創生期間である令和 2 年度まで延長された。
- 防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債は、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（以下、「3 か年緊急対策」）に基づく国直轄・補助事業による防災インフラ整備の地方負担に対する地方財政措置として創設され、事業期間は令和 2 年度までとなっている。
- 緊急自然災害防止対策事業債は、3 か年緊急対策と連携しつつ地方単独事業として実施する防災インフラ整備を推進するために創設され、事業期間は令和 2 年度までとなっている。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による工期の見直しなどの現状を踏まえ、令和 3 年度以降に対策を実施する事業についても対象となるよう、各地方債の恒久化、もしくは事業期間の延長

(参考)

<緊急防災・減災事業債（期間：平成 23 年度～令和 2 年度）>

対象となる地方単独事業について、100%起債が可能であり、元利償還金の 70%が地方交付税措置される。

<防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債（期間：令和元年～令和 2 年度）>

「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく補助事業にかかる地方負担額及び国の直轄事業にかかる負担金に対して、100%起債が可能であり、元利償還金の 50%が地方交付税措置される。

<緊急自然災害防止対策事業債（期間：令和元年度～令和 2 年度）>

対象となる地方単独事業について、100%起債が可能であり、元利償還金の 70%が地方交付税措置される。

V. 真の分権型社会の実現

»内閣官房、総務省、厚生労働省

2) 地方交付税等の改革

- 地方交付税の法定率の引上げによる地方財源不足の解消及び臨時財政対策債の速やかな廃止

●臨時財政対策債の残高は平成 30 年度末時点で 4,988 億円と市債残高全体の約 45%を占めており、市債発行額抑制や残高削減の取組みの支障となっている。

- 地方交付税の算定における大都市特有の財政需要の的確な反映及び予見可能性の確保

●地方交付税の算定においては、大都市特有の財政需要を反映させた客観的・合理的な基準によって配分するとともに、地方の予算編成に支障が生じないよう、具体的な算定方法を早期に明示していただく必要がある。

- 会計年度任用職員にかかる適切かつ確実な財政措置の実施

●会計年度任用職員制度が令和 2 年度から施行されたことに伴う期末手当の支給等にかかる経費について、令和 2 年度に地方財政措置が講じられているが、経験加算による月例給の増加や期末手当の支給月数の増加により、さらなる財政負担の増加が見込まれている。

・令和 3 年度以降の財政負担の増加に伴い必要となる事業費の適切かつ確実な確保